

税務行政の現状と課題

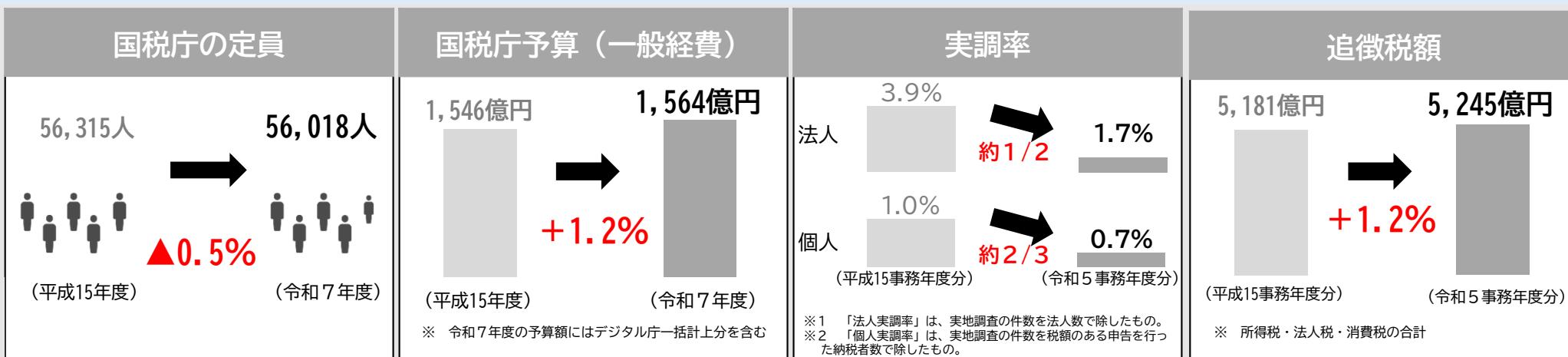
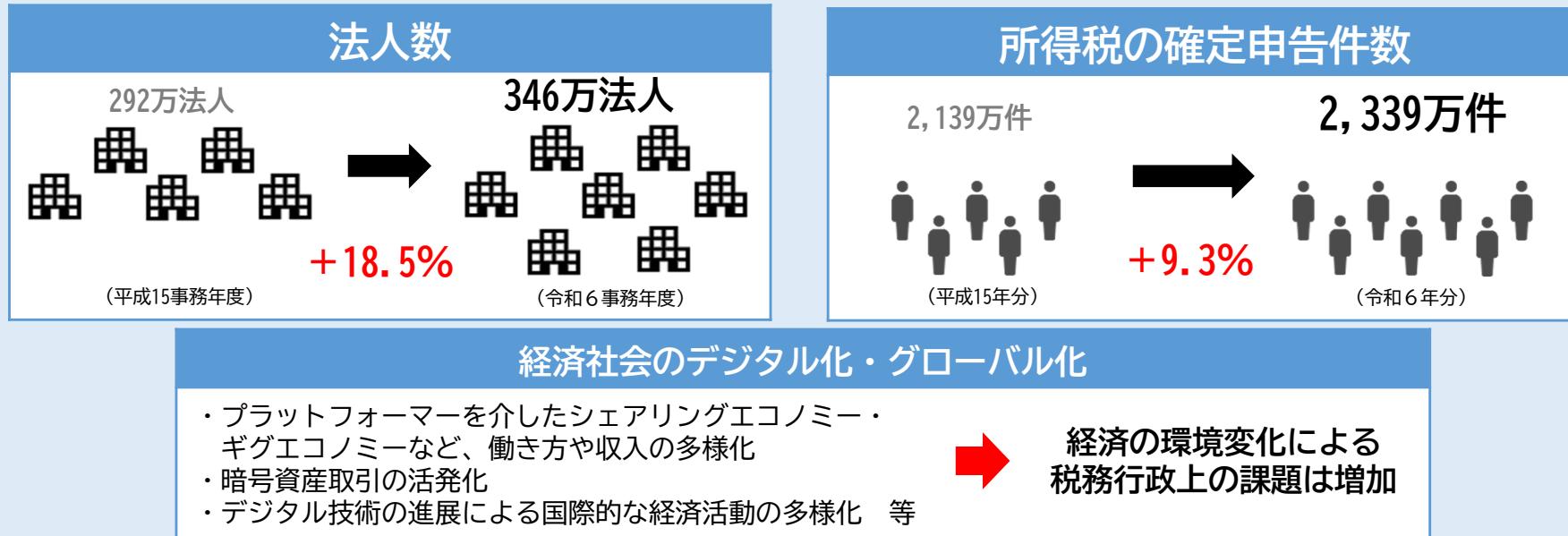
- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 調査・徴収事務に係る重点課題への取組
- 4 酒類業の振興

- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 調査・徴収事務に係る重点課題への取組
- 4 酒類業の振興

税務行政を取り巻く環境の変化

- ◆ 法人数や所得税の確定申告件数の増加、経済社会のデジタル化・グローバル化など、税務行政を取り巻く環境の急速な変化により、税務行政上の課題は増加している中、国税当局の職員数や予算額はほぼ横ばいの状況です。
- ◆ 実調率は大きく減少しているものの、悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施するなど、納税者のリスクに応じて、適切な接触方法を組み合わせることにより、効果的かつ効率的な調査等の実施に取り組むことで、追徴税額はほぼ同水準を維持できています。

国税当局を取り巻く環境



令和6事務年度の法人税の調査事績

- ◆ 調査必要度の高い法人に対しては実地調査を行う一方で、それ以外の申告内容に簡易な誤り等が想定される法人に対しては、実地調査によらず、書面照会や電話連絡などにより、申告書の自発的な見直し・提出を要請する簡易な接触を実施しています。
- ◆ 実地調査件数は5万4千件(前年対比92.6%)、申告漏れ所得金額は8,198億円(同84.2%)といずれも令和5事務年度と比較して減少しているものの、追徴税額は2,187億円(同104.0%)と増加しています。
- ◆ 簡易な接触件数は8万5千件(同113.4%)と令和5事務年度と比較して増加しており、申告漏れ所得金額は565億円、追徴税額は265億円となっています。
- ◆ 申告事績・資料情報等の各種データや事業実態の分析を十分に行うことにより、調査必要度の高い法人を的確に調査した結果、追徴税額が増加しています。

実地調査の状況

項目	事務年度等	令和5	令和6	前年対比
項目	実地調査件数	千件	千件	%
実地調査件数	59	54	92.6	
申告漏れ所得金額	9,741	8,198	84.2	
追徴税額	2,102	2,187	104.0	
調査1件当たりの追徴税額	3,582	4,023	112.3	

簡易な接触の状況

項目	事務年度等	令和5	令和6	前年対比
項目	簡易な接触件数	千件	千件	%
簡易な接触件数	75	85	113.4	
申告漏れ所得金額	344	565	—	
追徴税額	227	265	—	

(注1) 簡易な接触件数及び追徴税額には、消費税に係る事績も含む。

(注2) 簡易な接触とは、書面や電話による連絡や来署依頼による面接により、納税者に対して自発的な申告内容の見直しなどを要請するものである。

(注3) 申告漏れ所得金額及び追徴税額は令和6事務年度から集計方法を変更しているため前年比較はできない。

令和5事務年度の所得税の調査事績

- ◆ 資料情報や申告内容の分析の結果、高額・悪質な申告漏れ等が見込まれる個人に対しては実地調査を行う一方で、それ以外の納税者に対しては、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正する簡易な接触を実施しています。
- ◆ 実地調査件数は4万8千件(対前年比102.6%)、申告漏れ所得金額は5,516億円(同98.6%)、追徴税額は1,066億円(同105.0%)と、令和4事務年度と比較して件数及び追徴税額は増加しています。
- ◆ 簡易な接触件数は55万8千件(同94.3%)、申告漏れ所得金額は4,448億円(同129.0%)、追徴税額は332億円(同94.1%)と、令和4事務年度と比較して件数及び追徴税額は減少しています。
- ◆ 実地調査と簡易な接触の合計件数は60万5千件(同94.9%)、申告漏れ所得金額は9,964億円(同110.2%)、追徴税額は1,398億円(同102.2%)と、令和4事務年度と比較して、件数は減少しているものの追徴税額は増加しており、追徴税額は過去最高^(※)となっています。
- ◆ 調査対象者の選定にAIを活用するなど、高額・悪質と見込まれる事案を的確に調査した結果、追徴税額が過去最高^(※)となっています。

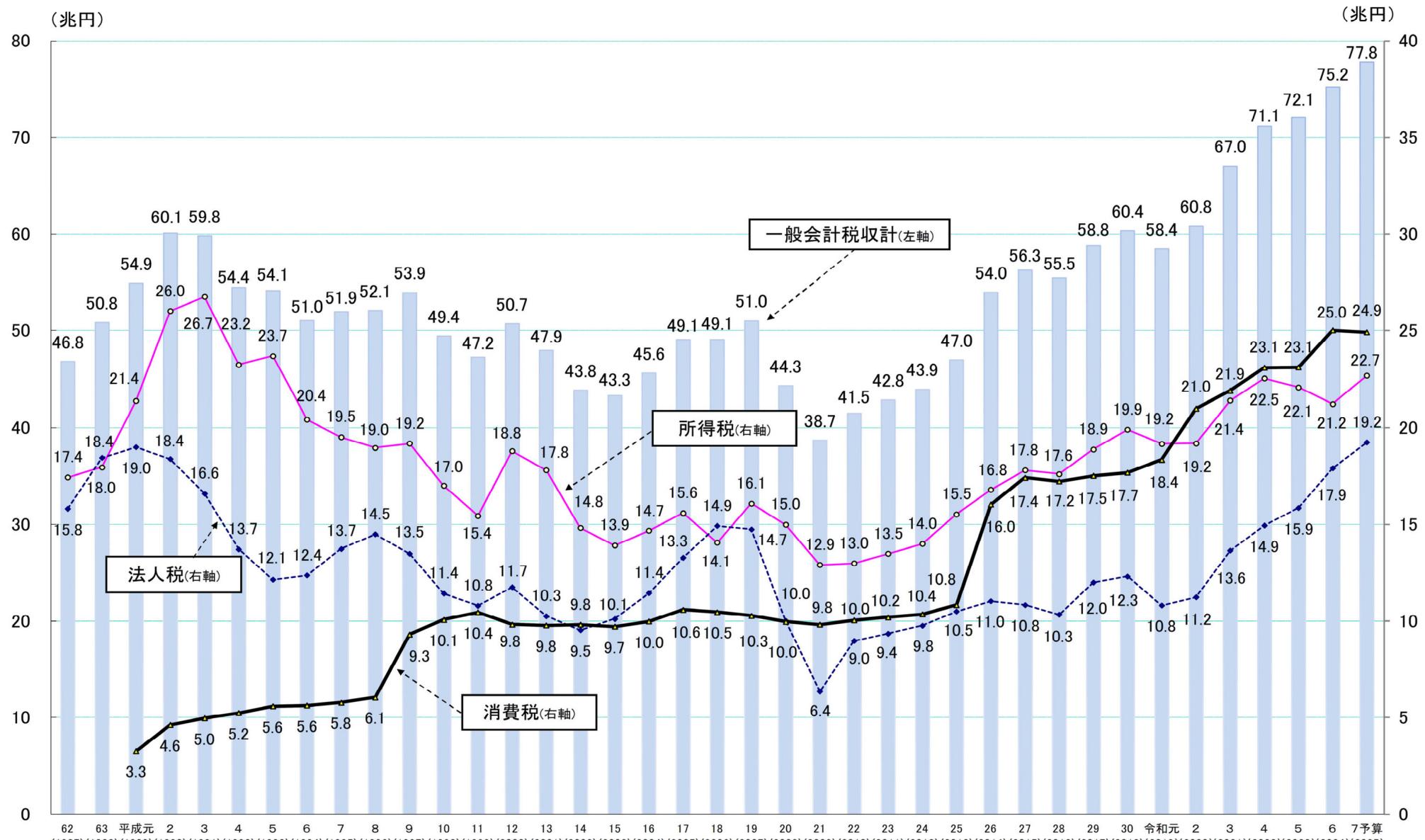
項目	区分	実地調査			簡易な接触			調査等合計		
		令和4	令和5	対前年比	令和4	令和5	対前年比	令和4	令和5	対前年比
調査等件数	件数	46,306	47,528	102.6%	591,517	557,549	94.3%	637,823	605,077	94.9%
申告漏れ所得金額	億円	5,594	5,516	98.6%	3,448	4,448	129.0%	9,041	9,964	110.2%
追徴税額計	億円	1,015	1,066	105.0%	353	332	94.1%	1,368	1,398	102.2%
1件当たり追徴税額計	万円	219	224	102.3%	6	6	100.0%	21	23	109.5%

令和5事務年度の相続税の調査事績

- ◆ 大口・悪質など調査必要度の高い事案に対しては実地調査を行う一方で、その他の事案に対しては文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正する簡易な接触を実施しています。
- ◆ 実地調査件数は8,556件(対前年比104.4%)、申告漏れ課税価格は2,745億円(同104.4%)、追徴税額は735億円(同109.8%)と、令和4事務年度と比較していずれも増加しています。
- ◆ 簡易な接触件数は18,781件(同125.2%)、申告漏れ課税価格は954億円(同139.0%)、追徴税額は122億円(同140.8%)と、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成28事務年度以降で最高となっています。
- ◆ 実地調査と簡易な接触の合計件数は27,337件(同117.8%)、申告漏れ課税価格は3,698億円(同111.5%)、追徴税額は857億円(同113.4%)と、過去5年間で最高(新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30事務年度の水準を上回るまでに回復)となっています。
- ◆ 調査優先度の高い事案に対する実地調査と簡易な接触による幅広い是正を効果的に組み合わせて処理を進めたことから追徴税額が増加しています。

区分 項目	実地調査			簡易な接触			調査等合計			
	令和4	令和5	対前事務比	令和4	令和5	対前事務比	令和4	令和5	対前事務比	
調査等件数	件	8,196	8,556	104.4%	15,004	18,781	125.2%	23,200	27,337	117.8%
申告漏れ等の非違件数	件	7,036	7,200	102.3%	3,685	5,079	137.8%	10,721	12,279	114.5%
申告漏れ価格	億円	2,630	2,745	104.4%	686	954	139.0%	3,316	3,698	111.5%
追徴税額計	億円	669	735	109.8%	87	122	140.8%	756	857	113.4%

【参考】税収の推移～税目別税収の推移グラフ～

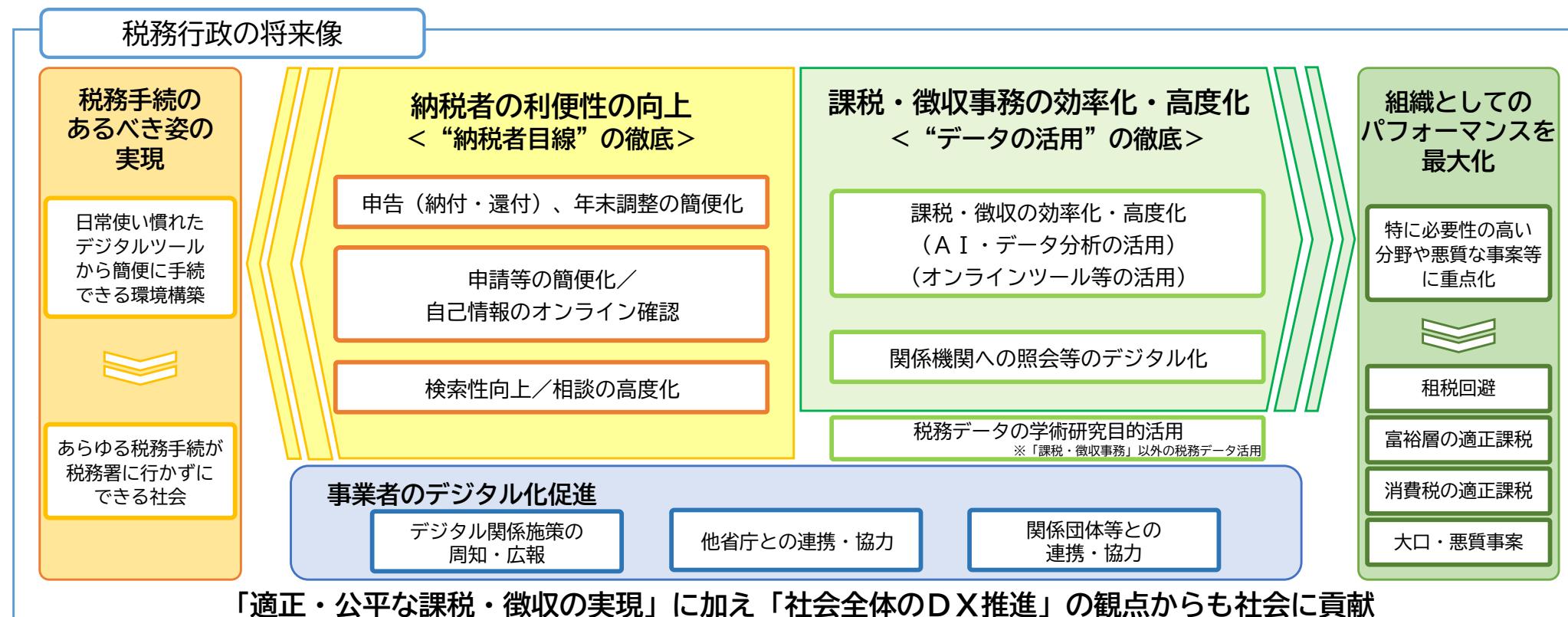


(注) 令和6年度以前は決算額、令和7年度は予算額である。

- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 調査・徴収事務に係る重点課題への取組
- 4 酒類業の振興

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション -税務行政の将来像 2023-

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - 「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



- * 紳税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

納税者の利便性の向上 <“納税者目線”の徹底> 取組概要

- ◆ 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。
- ◆ 具体的な施策としては、
 - ✓ 自動入力の対象となるデータの順次拡大（令和8年1月からは、生命保険・損害保険の一時金・年金の支払い調書やふるさと納税以外の寄附金が新たに自動入力の対象）やマイナポータル連携のU I / U Xの改善等による「日本版記入済み申告書」拡充などを通じた申告（納付・還付）の簡便化
 - ✓ 納税情報の添付自動化の対象となる情報連携先の増加などによる申請等の簡便化
 - ✓ チャットボットで相談できる税目の追加などによる自己解決の促進等に取り組みます。

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

- 自動入力の対象拡大とマイナポータル連携のU I / U Xの改善等
 - 申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」）の拡充
 - ・ 生命保険・損害保険の一時金・年金の支払い調書やふるさと納税以外の寄附金を追加【令和8年1月以降】
- e-TaxのU I / U X改善
- キャッシュレス納付の推進
- 公金受取口座を利用した還付手続の簡便化
- 年末調整手続の簡便化

自己情報のオンライン確認／申請等の簡便化

- e-Taxの「マイページ」の充実
- 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

自己解決の促進／相談の拡充

- デジタルコンテンツの改善・充実
 - チャットボットの充実
 - ・ 相談可能税目に贈与税を追加
 - 予定【令和8年2月以降】
 - ホームページの検索性向上
- オンラインを活用する相談チャネルの拡充
 - 紳税者の自宅等からのWeb相談、オンライン予約の導入

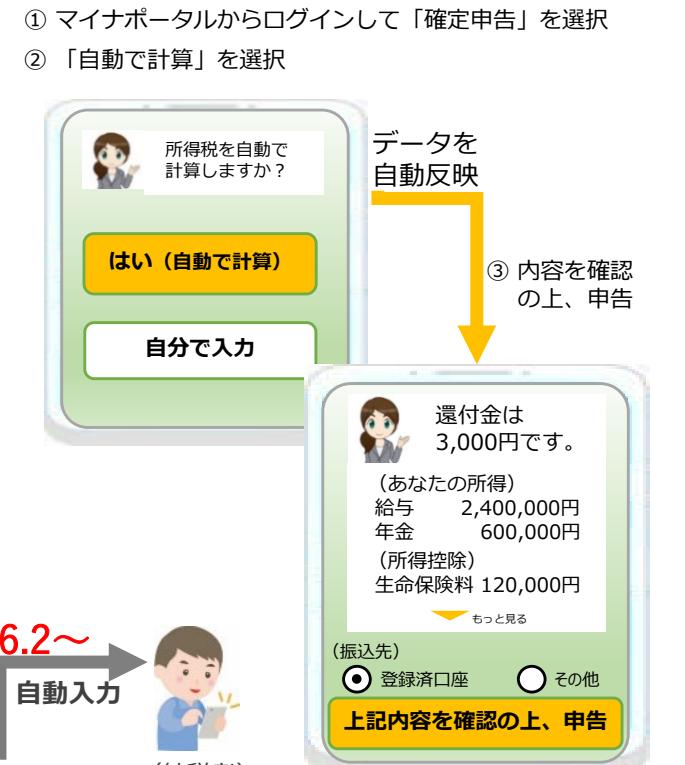
日本版記入済み申告書（書かない確定申告）の拡充

- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の拡充を進めています。
- ◆ 令和8年1月からは、生命保険・損害保険の一時金・年金の支払調書やふるさと納税以外の寄付金（日本ユニセフ協会など）が新たに自動入力の対象になります。
- ◆ マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応として、IDとパスワードのみによる認証方式（ID・パスワード方式）を運用していましたが、マイナンバーカードの普及やマイナンバーカード方式によるe-Tax利用者が増加していることなどから、令和7年10月1日よりID・パスワードの新規発行を行わないこととしました。

現状



将来イメージ



給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度税制改正）

自動入力の対象

対応済み

ふるさと納税	生命保険	地震保険
株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
医療費	国民年金保険料	
公的年金等の源泉徴収票		
iDeCo	小規模企業共済等掛金	
給与所得の源泉徴収票		
生命保険契約等の一時金・年金の支払調書（予定） (R8.1～)	損害保険契約等の満期返戻金等・年金の支払調書（予定）	ふるさと納税以外の寄付金（予定）

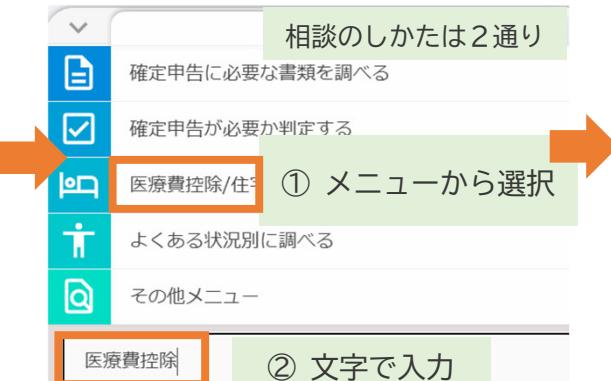
事業者のオンライン提出が必要

給与情報の自動入力は、給与支払者がオンラインで提出した給与の源泉徴収票の情報が対象となりますので、従業員の方々がより便利に申告できるよう、事業者に対して給与の源泉徴収票等のオンライン提出をしていただくよう、引き続き周知・広報していく必要があります。

オンライン相談の充実

- ◆ 土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも税に関する相談ができるという納税者利便性の向上と税務署の相談対応の効率化のため、国税庁ホームページに「税務相談チャットボット」や「タックスアンサー」を導入しています（メンテナンス時間を除きます。）。
 - ◆ チャットボット及びタックスアンサーについては、今後も回答内容の拡充を図るとともに、調べたい情報がより簡単に見つかるよう検索性の向上に取り組んでいきます。
- ※チャットボットについては、令和8年2月から相談可能税目に贈与税を追加予定

1 チャットボットによる相談



医療費控除とは、1年間（1月～12月）にあなた（申告する方）やあなたと生計を一にしている②家族の医療費が一定額を超えた場合に受けることができる所得控除②です。

一定額を超えた場合は、支払った医療費の合計額から医療費の補てん金を引いた金額が、10万円（ただし総所得金額等②が200万円未満の方は総所得金額等の5%）を超えた場合です。

医療費控除の額は、この一定額を超えた部分の金額（最大で200万円まで）となります。

参考情報

医療費を支払ったとき（医療費控除）

同じ情報にたどり着く

Answer 以下の情報が見つかりました。

• 1100: 所得控除のあらまし

会社員 年金受給者 自営業者 不動産貸付業者

• 1119: 医療費控除に関する手続について

会社員 年金受給者 自営業者 不動産貸付業者

• 1120: 医療費を支払ったとき（医療費控除）

会社員 年金受給者 自営業者 不動産貸付業者

チャットボットへの質問件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
所得税確定申告	381万件	640万件	616万件	949万件	987万件
消費税確定申告	—	—	7万件	91万件	32万件
インボイス制度	—	—	34万件	63万件	69万件
年末調整	25万件	49万件	56万件	63万件	69万件
定額減税	—	—	—	—	165万件

（注）令和6年2月1日から「消費税確定申告」と「インボイス制度」を統合して運用しているため、合計の件数を示しています。

2 タックスアンサー

Q1 あなたが知りたい情報を教えてください

Q2 何に関する情報を知りたいですか

Q3 どのような状況について知りたいですか

Q4 税目等について選んでください

Q1 ○ 個人向け

Q2 ○ 医療

Q3 ○ 医療費を支払った

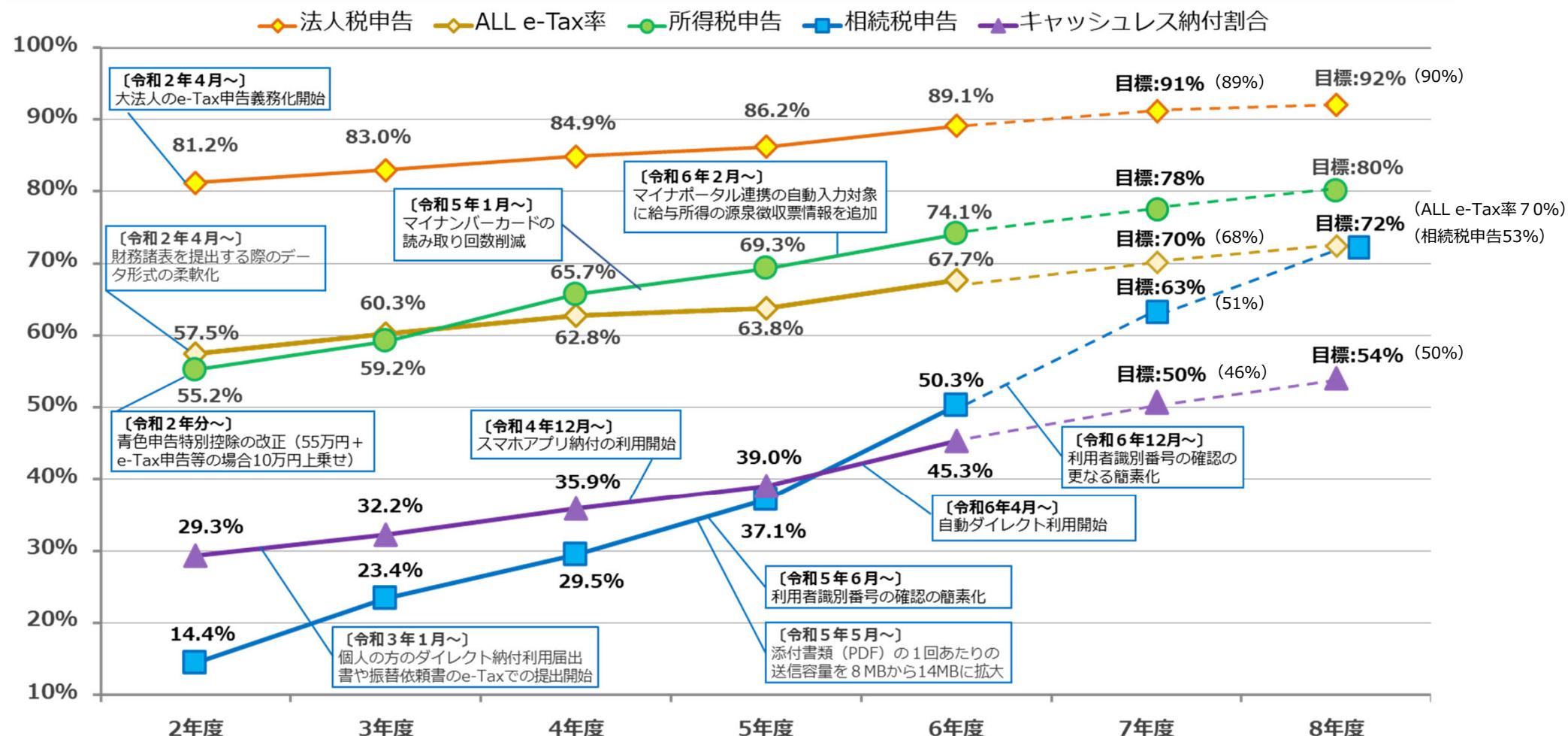
Q4 ○ 所得税

タックスアンサーへのアクセス件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7,875万件	8,908万件	8,079万件	8,910万件	1億1,212万件

e-Tax利用率の推移

- 複数年度にわたるオンライン利用率目標を設定し、e-Taxの利用拡大を推進しています。
- e-Tax利用が順調に増加していることから、令和7・8年度の目標を当初（令和5年10月設定）から見直しており（所得税申告除く）、令和8年度末の利用率目標の達成に向け、周知広報や利便性向上に取り組み、利用の更なる拡大を図ります。（令和8年度末 法人税申告：92%、ALL e-Tax率：72%、所得税申告：80%、相続税申告：72%、キャッシュレス納付割合：54%）



注)1 ALL e-Tax率は、法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表等の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合である。

2 グラフ中、令和7年度目標の()は令和7年6月見直し前の目標、令和8年度目標の()は令和7年10月見直し前の目標である。

キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付

- ◆ 令和8年度までにキャッシュレス納付割合を54%とする目標を設定^(※)し、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて取り組んでいます。※ 令和5年10月に50%と目標設定していたものを令和7年10月に見直し
- ◆ 納付手段の多様化に取り組んでいますが、納付件数の約半数を金融機関の窓口納付が占めています。地方税の納付や取引先への振込みの「ついで」に国税の納付を行うことから、窓口での現金納付を不便と感じていないことも要因の一つとなっていますので、国税の納付以外の、地方税等の支払いも含めて、キャッシュレス化が図られるように、地方公共団体のほか、日本銀行や各金融機関団体及び関係民間団体等の関係者の協力を得ながら、利用勧奨・周知・広報に取り組んでいきます。

1 納付

キャッシュレス納付の推進

⇒ 目標：令和8年度までにキャッシュレス納付割合54%

※ 将来的には、申告手続のオンライン利用率と同程度の割合を目指す

国税の納付件数（手段別内訳：令和6年度）



キャッシュレス推進デーを実施しています！

- 令和7年4月以降、特定の日を「キャッシュレス推進デー」と設定（実施していない税務署が一部ある。）
- 税務署窓口に納税のために来署された方を対象に、この日は特に
 - ①職員がキャッシュレス納付の利用方法などの説明を実施
 - ②職員がサポートして実際にキャッシュレス納付の利便性を体験してもらう
 といった取組を実施

2 還付（令和5年1月以降）

【確定申告における公金受取口座の利用イメージ】

- ・「公金受取口座への振込み」を選択（または「○」を記載）するだけでOK
- ・預金口座情報の入力（記載）は不要

還付金の受取方法

以下の事項に注意して、還付金の受取方法を選択してください。

- ・口座名義は申告者本人（屋号付き名義を除く。）に限ります。
- ・一部のインターネット専用銀行については対応していません。ご利用の金融機関にご確認ください。

還付金の受取方法 必須

- 公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。）

キャッシュレス納付手段の多様化に取り組んでいます！

- ・振替納税 : 昭和40年 7月～
- ・インターネットバンキング等 : 平成16年 6月～
- ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替） : 平成21年 9月～
- ・クレジットカード納付 : 平成29年 1月～
- ・スマホアプリ納付 : 令和 4年12月～

ダイレクト納付が更に便利になりました！（自動ダイレクト）

- ・令和6年4月1日以降、e-Taxで申告等データを送信する際に「自動ダイレクト」の利用に関するチェックボックスにチェックを入れて送信することにより、別途納付手続（納付指図）を行うことなく、法定納期限に自動で口座振替により納付できるようになりました。

源泉所得税のキャッシュレス納付の推進

- ◆ 特に、納付件数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付について、利用割合の目標（令和8年度末までに36%）を新たに設定しました（令和7年10月）。
- ◆ 令和7年3月にe-Taxホームページに開設した「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を利用して、納税者にキャッシュレス納付の利便性を実感していただくことにより、利用拡大に取り組んでいきます。

【国税のキャッシュレス納付割合の推移】

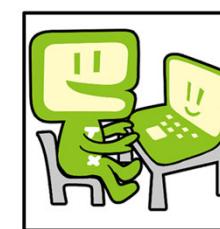
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
キャッシュレス納付割合	35.9% (4,851万件)	39.0% (4,944万件)	45.3% (4,973万件)	50%	54%
内 源泉所得税	17.6% (2,073万件)	21.3% (2,083万件)	27.0% (1,935万件)	31%	36%

※ かっこ書きは非キャッシュレス納付を含む納付全体の件数

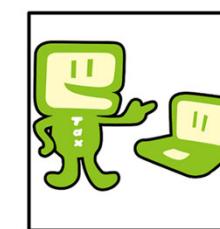
○ 「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」とは

e-Taxソフト（WEB版）と同様の操作画面を用いて、給与所得等の所得税徴収高計算書について、作成・送信・キャッシュレス納付（ダイレクト納付・インターネットバンキング）といった一連の手続きの流れを体験することができるツールです。

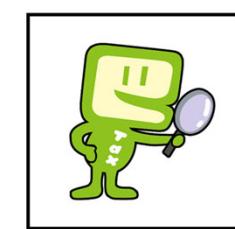
e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひ体験してください！



事前準備不要



何度でも操作可能



操作確認用

源泉所得税の
キャッシュレス
納付体験コーナー
はこちら



課税・徴収事務の効率化・高度化 <“データの活用”の徹底>等取組概要

- ◆ データは、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられており、税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、BPRにも取り組んでいくことが重要であると考えています。
- ◆ このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大していきます。
- ◆ なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

AI・データ分析の活用

- 申告漏れの可能性が高い納税者の判定
- 滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測

オンラインツール等の活用

- 税務調査等におけるインターネットメールの利用（納税者との連絡）【令和7年10月以降】
- 税務調査におけるWeb会議システムの活用（リモート調査）
- e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類のデータによる受け渡し

関係機関への照会等のデジタル化

- 登記情報連携システム（法務省整備）の利用範囲拡大【令和7年5月以降】
- 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大
- 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の拡大
- 外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用、連携・協調の拡大・強化

税務データの学術研究目的活用

- 税務大学校との共同研究
- 匿名データの提供
- 会社標本調査の充実

A I ・データ分析の活用

- ◆ AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

1 申告漏れの可能性が高い納税者の判定

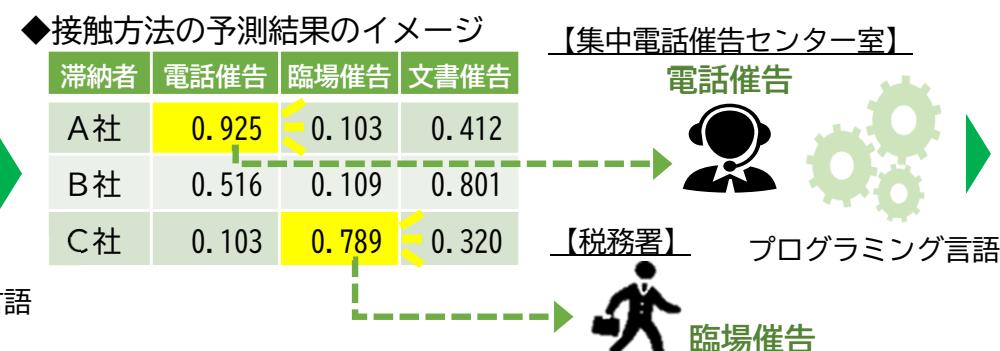
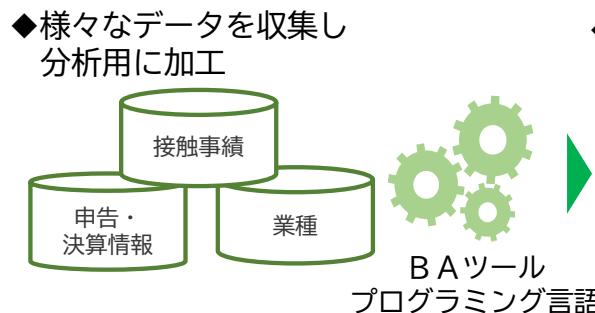


※ BA (Business Analytics) ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

⇒ 令和5事務年度 所得税の調査等による追徴税額 1,398億円 (過去最高)
 令和6事務年度 法人に対する調査による法人税・消費税の追徴税額 3,407億円 (直近10年で最高)

※ 令和6事務年度の所得税の調査事績は令和7年12月11日公表予定

2 滞納者への最適な接触方法等の予測

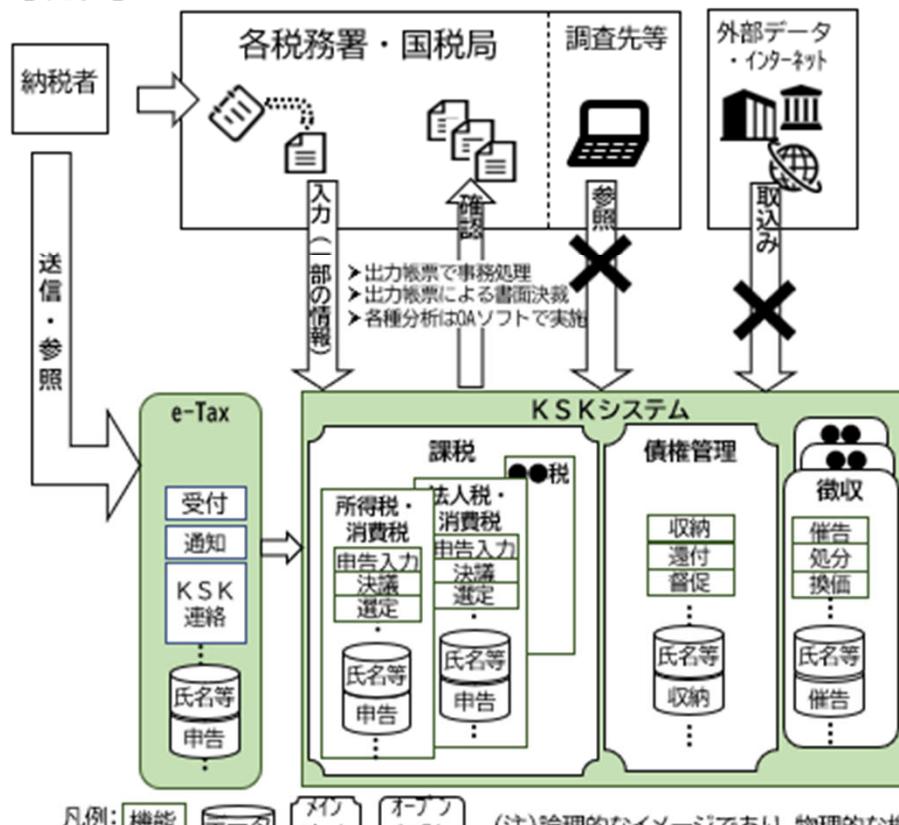


⇒ 令和6事務年度 応答の予測結果を活用して架電した場合の応答率 28.0%
 (予測結果を活用しない場合に比べて7.7ポイント上昇)

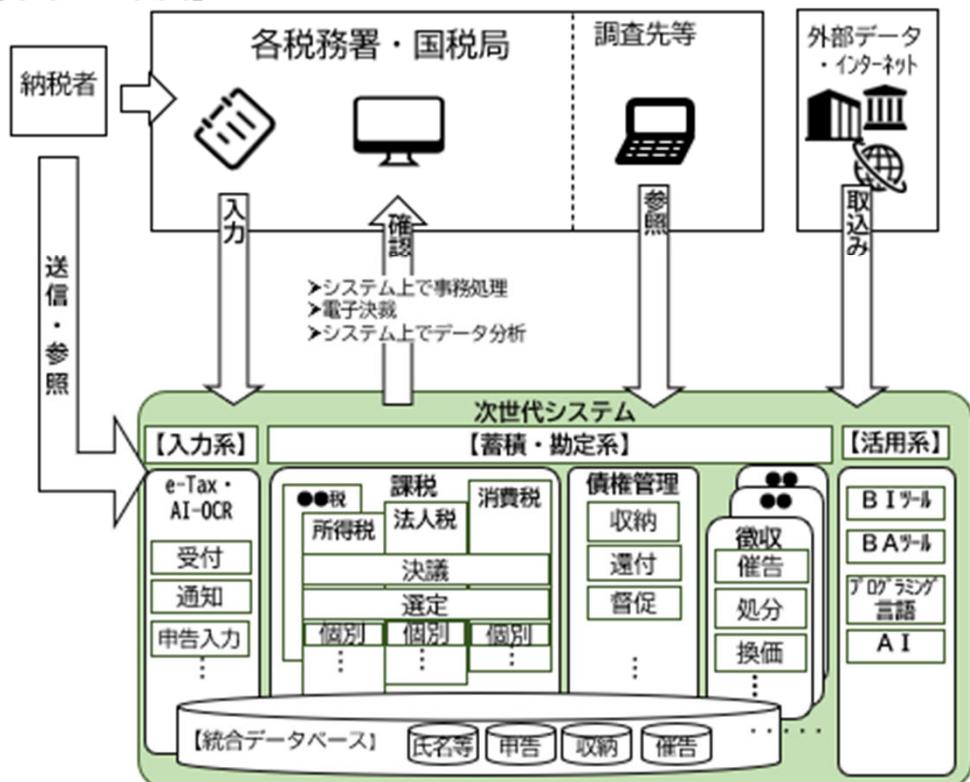
システムの高度化（新たなシステムの構築）

- ◆ デジタルの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、
 - ① データ中心の事務処理を実現するシステム（紙から電子データ）
 - ② 現在、税目別となっているデータベース・アプリケーションの統合（縦割りシステムの解消）
 - ③ 独自OSを使用する大型コンピュータを中心とした「メインフレーム」から、市販の汎用的なOSを使用する「オープンシステム」への刷新（メインフレームからの脱却）
- を開発コンセプトとしたKSK2の令和8年9月の導入に向けて開発を進めています。

【現状】



【令和8年度】



凡例: 機能 データ マイクロフレーム オープンシステム

(注)論理的なイメージであり、物理的な機能配置や構成を示すものではない。

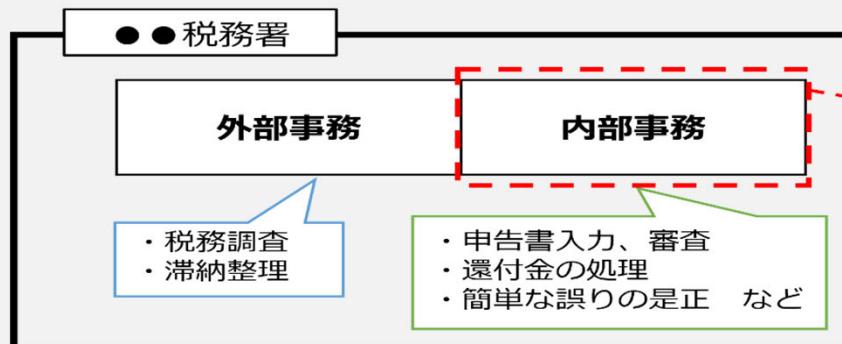
※「税務行政の将来像2023」より抜粋

内部事務のセンター化

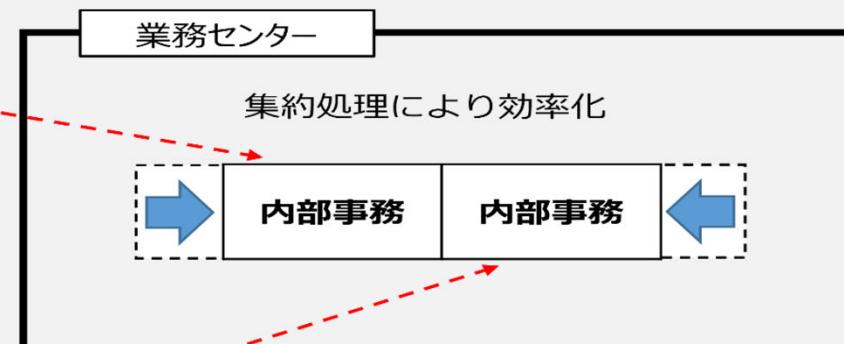
- ◆ 各税務署で行っている申告書等の入力・審査等の内部事務を業務センターで集約処理する「内部事務のセンター化」を全国で実施するとともに、業務センターでの申告書等の入力の際に情報のデータ化を行いデータ活用の基盤となる取組を進めています。
- ◆ 内部事務のセンター化は、令和3事務年度から対象署を順次拡大し、令和8事務年度には全署実施（524署）することとしており、令和8年7月から業務センター拠点の名称変更（統一）を予定しています（「〇〇業務センター」や「〇〇分室」としていったセンター拠点を、全て「〇〇業務センター」に統一）。

内部事務のセンター化（イメージ）

【センター化前】



【センター化後】



効率化により確保できた事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理・データ活用の充実・高度化に繋げていくこととしています。

内部事務のセンター化の拡大

事務年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
センター対象署	92署	128署	219署	291署	364署	524署（全署）

事業者のデジタル化促進 取組概要

- ◆ 社会全体のデジタル化を推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つ（※）とされており、[税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す](#)施策にも取り組んでいます。
- ◆ 帳簿や書類の電子データによる保存を可能とする電子帳簿等保存制度の普及・促進にも取り組んでいます（令和7年度税制改正により、電子帳簿保存法の一部改正）。
- ◆ 事業者のデジタル化促進に当たっては、他省庁や関係団体と連携・協力して取り組んでいます。

デジタル関係施策の周知・広報

- 国税に関するデジタル関係施策について網羅的に周知・広報
- 電子帳簿等保存制度の普及・促進【令和7年度税制改正による電子帳簿保存法の一部改正】

他省庁との連携・協力

- デジタルインボイスの普及
- 事業者のデジタル化を支援する施策の広報に係る連携・協力
 - 関係省庁等連絡会議において、デジタル化のメリットを訴求した広報素材を利用して各府省庁等が所管する業界団体・独立行政法人等へ働きかけを実施するよう依頼

関係団体等との連携・協力

- デジタル化促進宣言やキャッシュレス納付推進宣言など事業者のデジタル化機運の醸成
- デジタルインボイスの普及
 - 税理士会・EIPA（デジタルインボイス推進協議会）と連携し、デジタルインボイス導入事例など具体的な導入メリットを織り込んだ周知広報を実施

※ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組 4. 取組の方向性と重点的な取組

「我が国が直面する人口減少・労働力不足の中で、極力不要な人手を介さない、無駄・不便を生み出さないといった、需要側・供給側の双方にとって便利で良質な体験が得られるようにするため、『構造改革のためのデジタル原則』等を徹底し、政策の企画・立案段階から、制度・業務・システムを一体として捉えた検討を行い、『三位一体』で取組を推進することにより、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やしていく。このため、我が国が直面する課題やAIが実装段階に入るといった情勢変化を踏まえ、（中略）（5）社会全体のデジタル化の推進力の強化に取り組んでいく。」

事業者のデジタル化促進

- ◆ 事業者が日頃行う事務処理について、デジタル化が進展し、①請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、②当該データが変更等されず保存されるとともに、③仕訳もデータ連携により記録され、④そのデータが税務申告・納税まで連携されるなど、人力による入力作業を介さないようになれば、導入当初に一定のコストが発生するものの事業者の事務負担の軽減による生産性の向上のほか、単純誤りの防止による正確性の向上、税務コンプライアンスの向上が期待されます。
- ◆ 令和7年度税制改正では、請求書等のデジタルデータを自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組み（上記①～③）に対応した制度が電子帳簿保存法に新設されたことから、当該改正内容の周知広報を含め、デジタルシームレスの普及に向けて引き続き積極的に取組を進めます。

■ デジタルシームレスの効果



(出典：令和6年11月13日 第1回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 財務省説明資料抜粋・一部加工)

事業者のデジタル化促進に関する広報素材の活用等について

- ◆ 関係機関等と協力して、リーフレットや動画等を用いて、デジタルインボイスやAI-OCRなどのデジタル化ツールの紹介、デジタル化によるメリットの訴求、相談窓口一覧や会計サービス等一覧の紹介といった周知・広報を行っています。

中小事業者・個人事業者向け

【動画(Web-TAX TV(12分)]
中小企業のデジタルインボイス導入事例



【動画(Web-TAX TV)(8分)】
中小企業のクラウド会計・AI-OCR
導入事例



事業者全般向け

【リーフレット・PR素材】
デジタル化訴求リーフレット・PR素材



【PR動画(30秒)】
クラウド会計ソフトやデジタルインボイスのメリットを分かりやすく訴求



中堅・大企業向け

【動画(2分Ver.と1分Ver.)】
デジタルインボイスの仕組みやメリット
をわかりやすく紹介
※EIPA(デジタルインボイス推進協議会)作成



【デジタルインボイス対応サービス一覧】
デジタルインボイスに対応した会計サービス
等の一覧※ EIPA (デジタルインボイス推進協議会)作成



【無料相談窓口一覧】

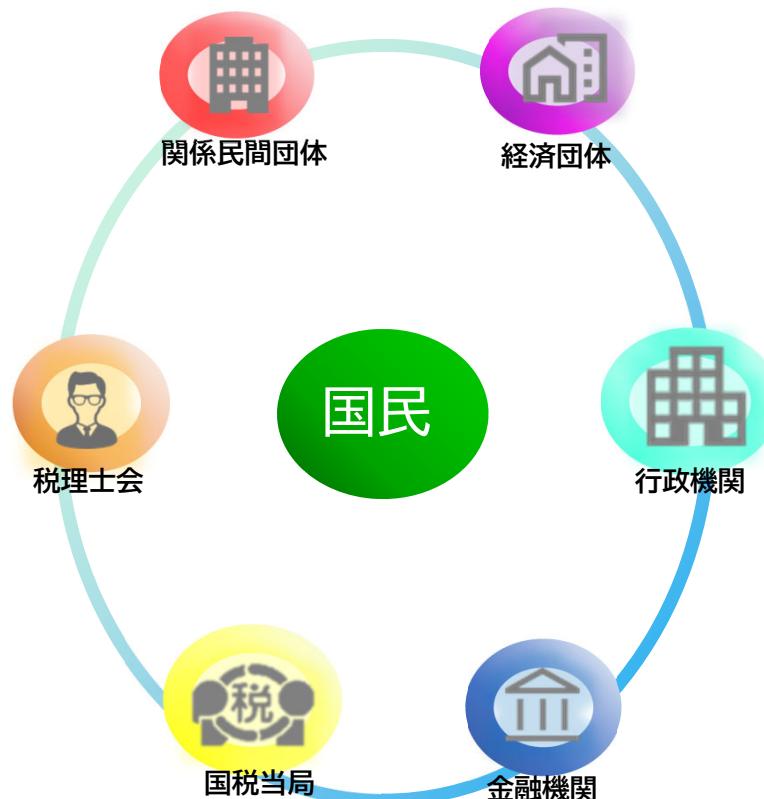
デジタル化に関する各種相談の窓口一覧を掲載(抜粋)

相談内容	相談先	電話番号等
① 経営に関する一般的なご相談 商工会・商工会議所の会員の方はもちろんのこと、非会員でも相談可能な経営支援の相談窓口	お近くの商工会または商工会議所 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	全国商工会連合会 全国各地の商工会WEBサーチ https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754
		日本商工会議所 商工会議所検索 https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciSearch

各種団体等との連携・協力

- ◆ 関係民間団体や税理士会、地元の経済団体など、事業者の業務のデジタル化を支援する団体とも連携・協力しています。
- ◆ 具体的には、以下のような取組を行っています。
 - ・ 経済取引デジタル化促進宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、他省庁・地方自治体、金融機関、国税当局）
 - ・ キャッシュレス納付推進宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、金融機関、国税当局）
 - ・ デジタルインボイス共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、国税当局）

1 連携する各種団体等のイメージ



2 取組事例のご紹介

○ 事業者のデジタル化促進宣言式（大阪局奈良県下税務署）

令和6年11月開催
(納税協会、納税貯蓄組合連合会主催)
各団体が協力して事業者のデジタル化促進に一層取り組んでいくことを宣言！
レシートをAI-OCRで読み取り、帳簿データに自動で仕訳を行うデモンストレーションを実施しました。



奈良県事業者デジタル化促進宣言

社会全体のデジタル化は、我々国民・企業の利便性を向上させ、仕事の効率化や生産性の向上に資するものであり、その推進は、官民間わず、私たちにとって共通の課題です。

国税庁では、「納税者の利便性の向上」、「課税・徵收事務の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」に取り組んでいく方針を明確にし、税務を起点とした社会全体のDXを推進することを表明されました。

このため、これまでの税務手続のデジタル化に加えて会計・経理全体のデジタル化、ひいては事業者の取引全体のデジタル化を強力に推進することは、社会全体のDX推進にも大きく寄与するものと考えます。

そこで我々は、特に①e-Tax 及びeLTAX の利用促進、②キャッシュレス納付の利用拡大、③デジタルインボイスの普及、④電子帳簿等保存制度の定着を目指すとともに、会員の取引先等に対しても積極的に利用を働きかけるなど、「事業者のデジタル化促進」に一層取り組むことをここに宣言します。

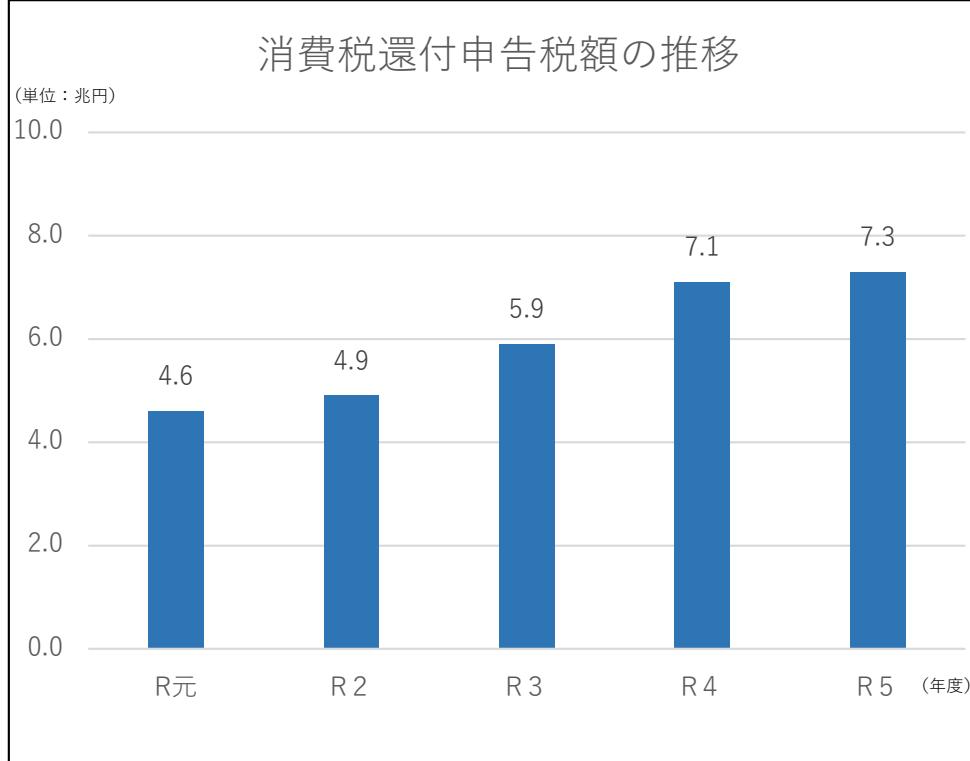
令和6年11月26日

- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 調査・徴収事務に係る重点課題への取組
- 4 酒類業の振興

消費税不正還付事案への対応

- ◆ 消費税還付申告税額は近年増加傾向が続いており、令和5年度の消費税還付申告税額は7.3兆円となっています。
- ◆ 虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて適切に対処しています。
- ◆ 消費税不正還付への対応として、統括国税実査官や消費税専門官など専門に担当する部署による調査も実施しています。

消費税還付申告税額の推移



消費税還付申告者に対する消費税の実地調査の状況

	令和4事務年度	令和5事務年度	令和6事務年度
実地調査件数	1,122件	910件	—
非違があった件数	750件	654件	—
調査による追徴税額	14億円	15億円	—

※ 令和6事務年度の所得税の調査事績は令和7年12月11日公表予定

消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

	令和4事務年度	令和5事務年度	令和6事務年度
実地調査件数	5,810件	5,425件	4,802件
非違があった件数	3,588件	3,400件	2,916件
うち不正件数	931件	846件	769件
調査による追徴税額	563億円	390億円	299億円
うち不正追徴税額	138億円	81億円	51億円

実地調査件数の合計	6,932件	6,335件	—
追徴税額の合計	557億円	405億円	—

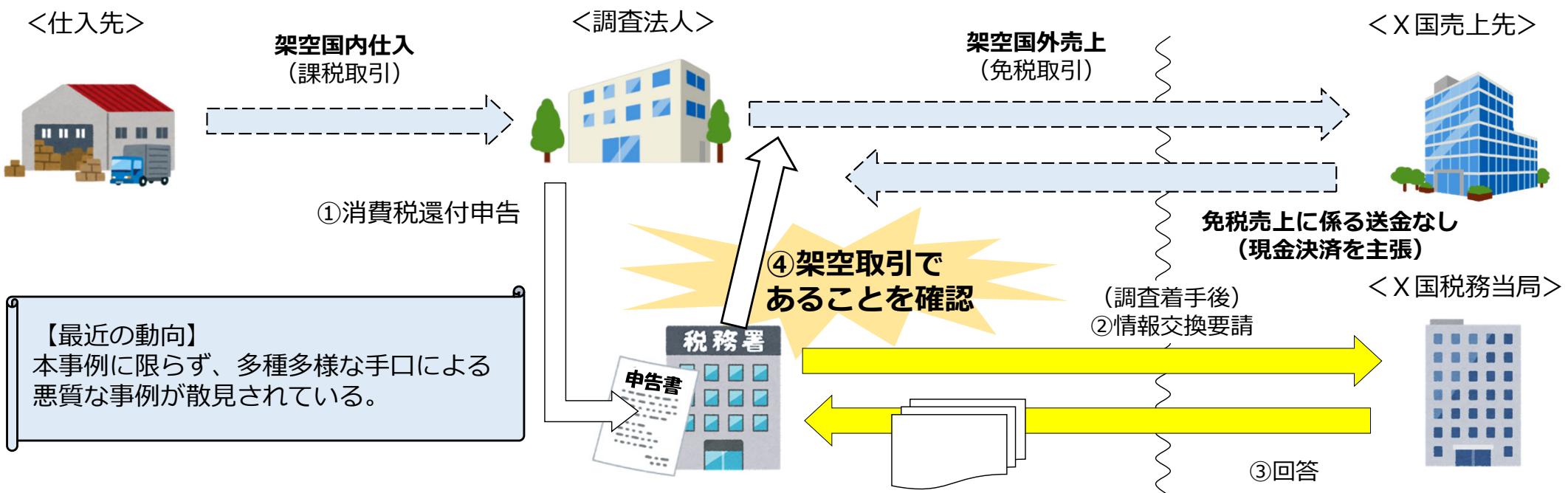
消費税不正還付事案の事例

不正の手口

～架空の国内仕入れ(課税取引)及び架空の国外売上げ(免税取引)を計上～

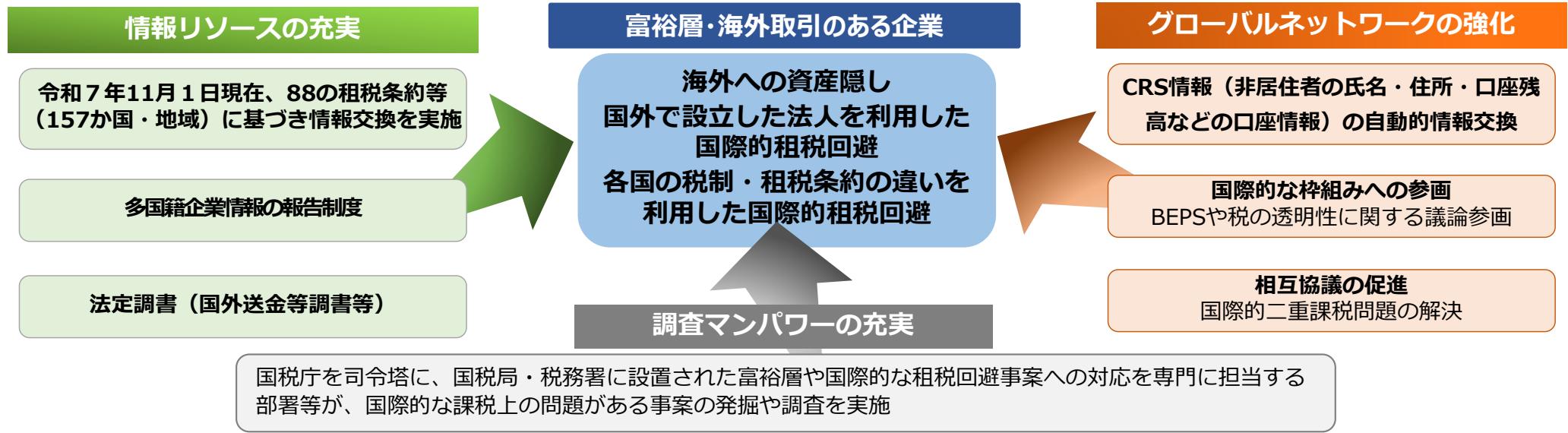
◆ 調査法人は、取引実態がないにもかかわらず、現金決済を主張して国内での仕入れを装い架空仕入れ(課税取引)を計上するとともに、国外への販売を装い架空売上げ(免税取引)を計上する方法により、多額の消費税還付金を記載した消費税の確定申告書を提出し、不正に消費税の還付を受けようとしていた。

(注)事業者が国内で商品を仕入れる際には、消費税が課されるが(課税取引)、国外に商品を販売(輸出)する際には、消費税が免除(免税取引)される。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除してマイナスとなった場合は、消費税の申告を行うことで仕入れに係る消費税の還付を受けることができる。



国際的な租税回避への対応

◆ 経済のデジタル化・グローバル化が進展する中、海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業による国際的な租税回避に適切に対応するため、①情報リソースの充実（情報収集・活用の強化）、②調査マンパワーの充実（執行体制の整備・拡充）、③グローバルネットワークの強化（外国税務当局との連携等）を推進し、課税上の問題がある場合には調査等を実施しています。



海外投資等を行っている個人に対する実地調査の状況

	令和3事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度
実地調査件数	2,043件	2,784件	2,584件
非違があった件数	1,816件	2,475件	2,296件
申告漏れ所得金額	754億円	1,036億円	664億円
調査による追徴税額	229億円	207億円	168億円

海外取引法人等に対する実地調査の状況

	令和4事務年度	令和5事務年度	令和6事務年度
実地調査件数	10,394件	10,451件	10,195件
海外取引等に係る非違があった件数	2,422件	2,437件	2,375件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	2,259億円	2,870億円	2,096億円

※ 令和6事務年度の事績は令和7年12月11日公表予定

富裕層及び国際化への対応

富裕層及び海外投資等を行っている個人に対する取組

- ◆ 高額な有価証券や不動産等の所有者、経常的な所得が特に高額な個人などの「富裕層」、「海外投資を行っている個人」や「海外資産を保有している個人」について、「国外財産調書」や「財産債務調書」などの法定調書や海外との情報交換等を効果的に活用し、情報収集・分析を行った上で、課税上問題がある場合には調査を実施しています。

富裕層に対する実地調査の状況

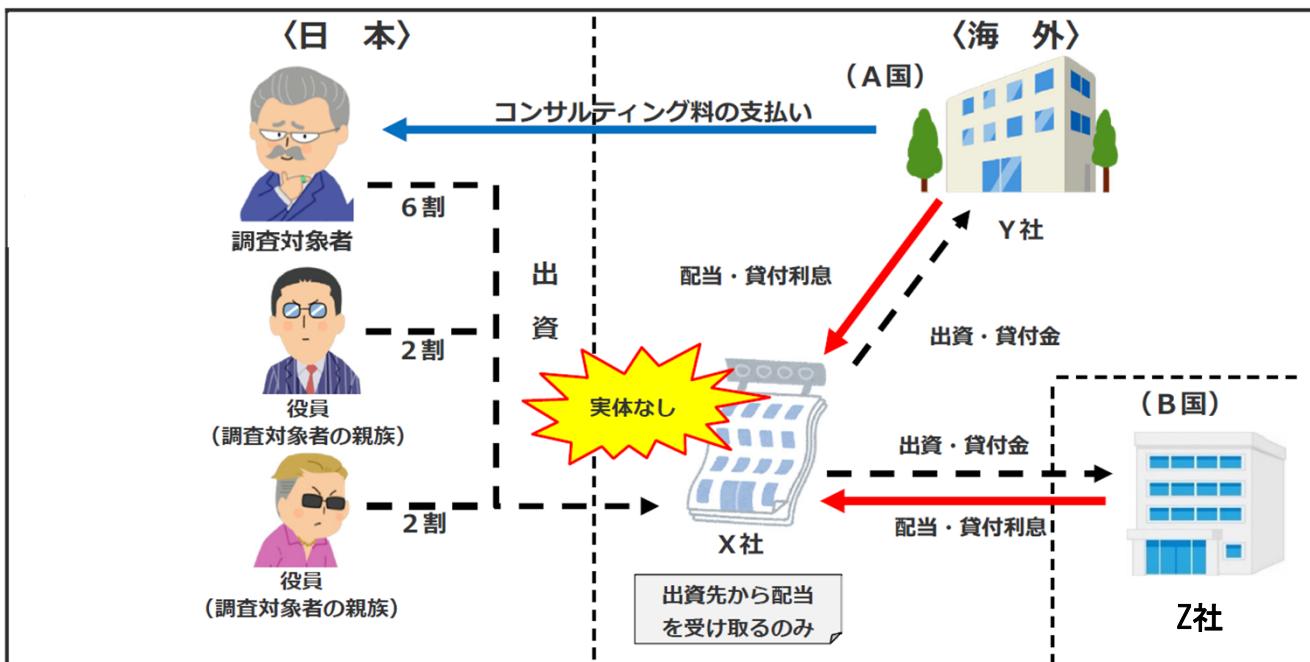
	令和3事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度
実地調査件数	2,227件	2,943件	2,407件
非違があった件数	1,963件	2,533件	2,074件
調査による追徴税額	238億円	183億円	170億円

海外投資等を行った富裕層に対する実地調査の状況

	令和3事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度
実地調査件数	477件	667件	554件
非違があった件数	433件	583件	487件
調査による追徴税額	141億円	71億円	71億円

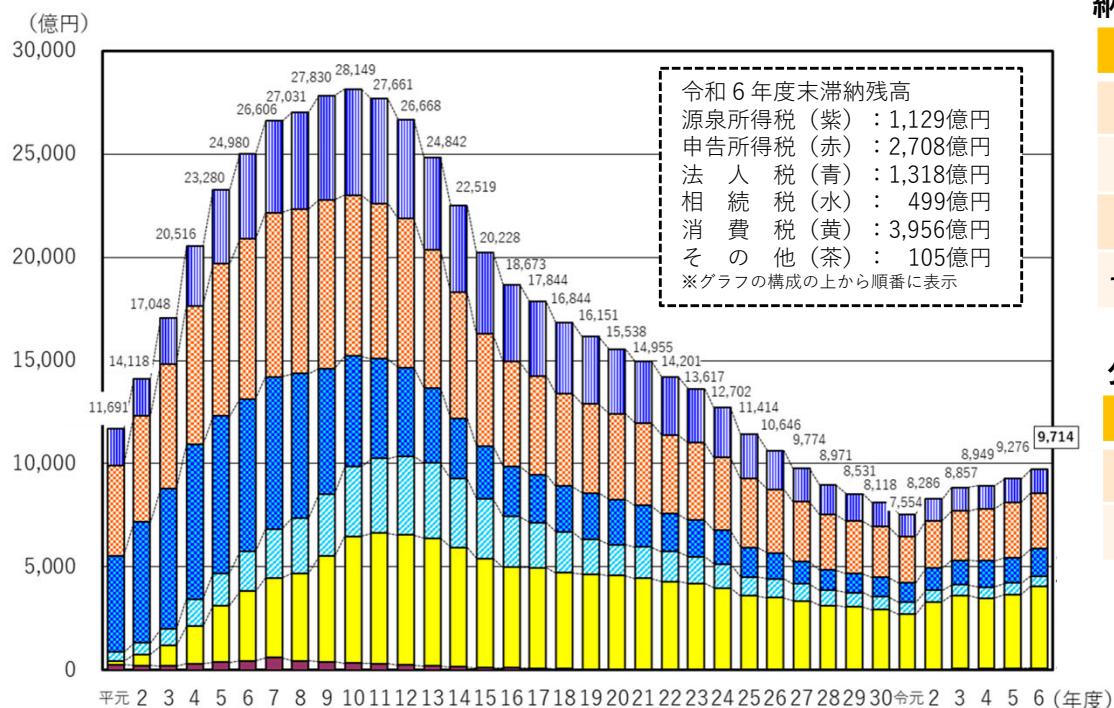
調査事例

- ▶ 調査対象者が出資する外国法人（X社）について、事業概況などから実体のないペーパーカンパニーであると認定
- ▶ 外国子会社合算税制の適用により、X社の収入（Y社・Z社からの配当・貸付利息）について、調査対象者の所得として課税



滞納の未然防止・整理促進

- ◆ 滞納整理中のものの額(滞納残高)は、令和元年度まで21年連続で減少していたが、コロナ後の徴収決定済額の増加に伴う新規発生滞納の増加などを要因とし、ここ数年増加傾向となっています(令和6年度は9,714億円。令和5年度比で437億円(+4.7%)の増加)。
- ◆ 適正かつ公平な徴収を実現するため、滞納の未然防止に取り組むとともに、滞納が発生した場合は、納税者個々の実情を踏まえつつ、法令等に基づき、猶予制度の適用や滞納処分の実施などにより確実な徴収に努めています。
- ◆ 新規発生滞納事案は、納税コールセンターで幅広く所掌して、システムを活用した電話催告等を実施することにより、効果的・効率的に滞納整理を実施しており、対象者数は増加しているものの処理割合は80%超を維持しています。
- ◆ 滞納処分により差し押された財産(不動産、自動車、宝飾品など)について、入札や競り売りの方法により公売を実施し、売却代金を滞納国税に充てており、令和6事務年度は2,169件が売却され、総額95億円となっています。



納税コールセンターの滞納整理状況

(単位：者、 %)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
催告対象者数	841,683	807,809	834,951	966,578	1,093,971
完結者数	576,471	609,739	612,841	691,904	800,708
納付誓約者数	68,431	74,720	83,461	100,488	107,079
センター処理割合	76.6	84.7	83.4	82.0	83.0

公売実施状況

(単位：件、 億円)

	令和2事務年度	令和3事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度	令和6事務年度
売却物件数	847	1,741	2,033	14,886	2,169
売却総額	30	43	54	41	95



- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 調査・徴収事務に係る重点課題への取組
- 4 酒類業の振興

日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録

- ◆ 令和6年12月、日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」が、ユネスコ無形文化遺産に登録

ユネスコ無形文化遺産への提案・登録

- 令和5年3月 ユネスコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月 当初提出）
- 令和6年6・9月 ユネスコ評価機関会合
- 令和6年11月 ユネスコ評価機関による評価結果公表
- 令和6年12月 ユネスコ政府間委員会において無形文化遺産代表一覧表への「記載」（登録）が決定

「伝統的酒造り」に関する各種周知広報事業

- 国内外における「伝統的酒造り」シンポジウムの開催のほか、ALT等向けの酒蔵見学ツアーを開催する等、様々な周知広報事業を実施



(国内でのシンポジウムの模様)

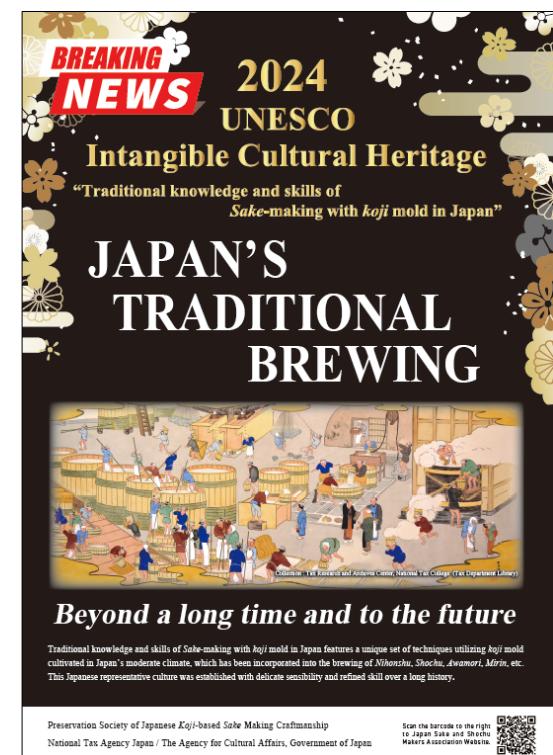


(ALT等向け酒蔵見学ツアーの模様)



(海外でのシンポジウムの模様)

※ALT：小中学校等の外国語指導助手

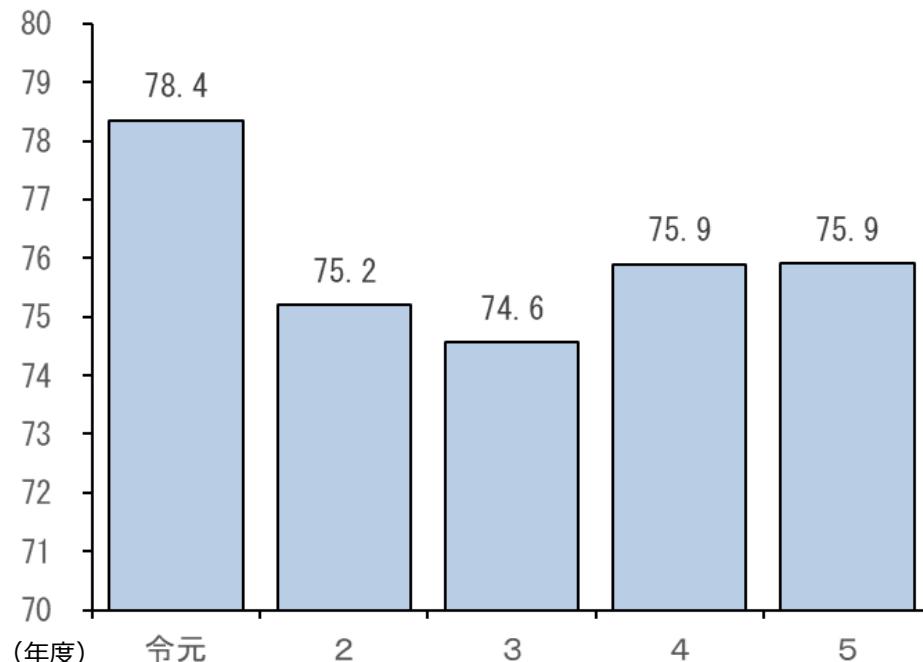


最近の酒類市場の状況等

- ◆ 成人一人当たりの酒類消費数量は、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により減少傾向であり、令和2年にコロナ禍の影響を受けて減少した後は、コロナ禍以前の水準以下となっています。
- ◆ 酒類の消費動向については、家庭消費金額はコロナ禍以降増加傾向であり、飲食店消費金額はコロナ禍以前の水準まで回復。

成人一人当たりの酒類消費数量の推移

単位：L



資料：成人人口（20歳未満の者は除く）は、国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）による。

最近の酒類の消費動向

（令和元年の消費金額を100とした場合の各年の消費金額の比率）

	令和元年 (コロナ前)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 1～9月計
家庭消費 + 飲食店消費	100	92	83	88	102	105	107
家庭消費	100 (4.1万円)	114 (4.6万円)	111 (4.5万円)	109 (4.4万円)	112 (4.6万円)	110 (4.5万円)	111
飲食店消費	100 (2.0万円)	47 (0.9万円)	24 (0.5万円)	46 (0.9万円)	81 (1.6万円)	93 (1.9万円)	100

出典：総務省統計局「家計調査」（「2人以上世帯」の1世帯当たり平均消費支出金額【名目】）

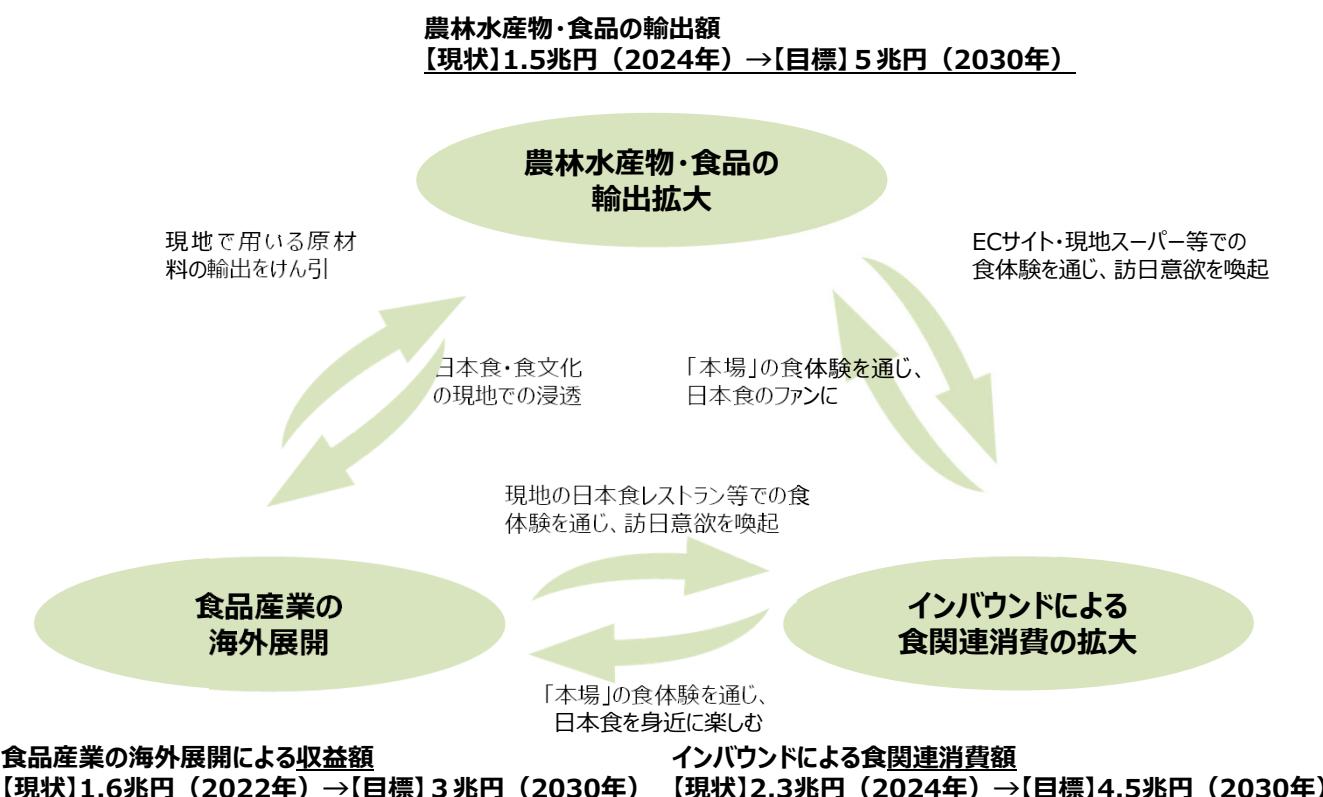
（注）令和7年については令和元年同月累計比率としている。（小数点第二位以下については四捨五入）

農林水産物・食品の輸出目標

◆ 「食料・農業・農村基本計画」(令和7年4月11日閣議決定)において、農林水産物・食品の輸出目標として、2030年5兆円を設定。また、同基本計画では輸出拡大を加速するとともに、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大の連携による相乗効果を通じた「海外から稼ぐ力」の強化に向けた目標を設定。

◆ これら目標を達成するため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が改訂(令和7年5月30日・農林水産物・食品の輸出拡大のための輸出国規制への対応等に関する関係閣僚会議)され、輸出重点品目^(注)ごとの目標、さらに品目ごとのターゲット国・地域、輸出目標達成のための手段を含む輸出促進策を決定。

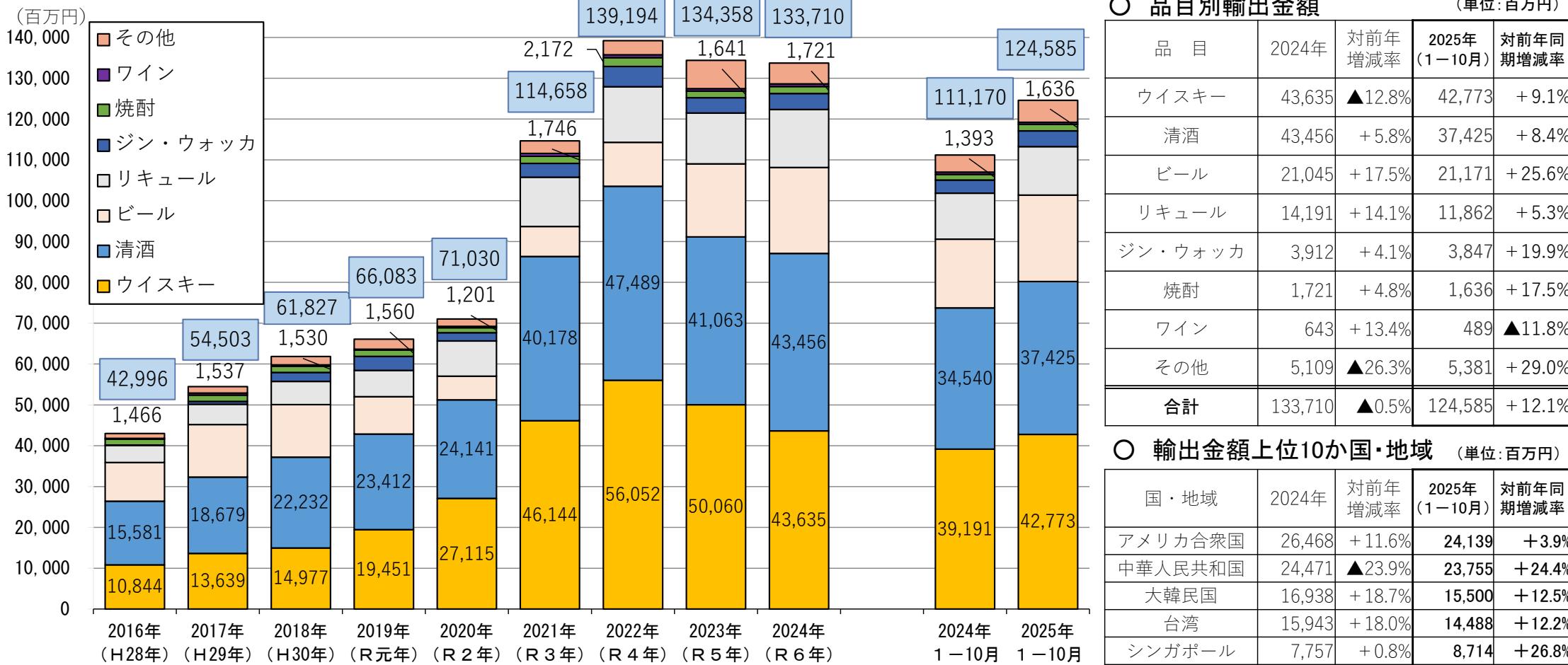
(注) 「輸出重点品目」とは、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な、31の品目を選定。日本産酒類では「清酒」、「ウイスキー」及び「本格焼酎・泡盛」の3品目を選定。



輸出重点品目	ターゲット国・地域	2030年目標 (2024年実績)
清酒	中国、米国、香港、韓国、EU・英国、台湾、シンガポール、その他（東南アジア、中南米等）	760億円 (435億円)
ウイスキー	EU・英国、米国、中国、台湾、その他（東南アジア等）	750億円 (436億円)
本格焼酎・泡盛	中国、米国、台湾、その他（ブラジル、東南アジア等）	50億円 (17億円)

最近の日本産酒類の輸出動向について

- ◆ 清酒やウイスキー等の国際的な評価の高まり等を背景に、輸出金額は年々増加傾向であり、令和6年の輸出金額は1,337億円(対前年比▲0.5%)となり、令和5年とおおむね同水準。
- ◆ 令和7年1-10月の輸出金額は1,245.8億円(対前年同期比+12.1%)となり、単月ベースでは、令和6年8月から15か月連続で前年同月比増を達成。



○ 2025年の輸出金額の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出金額(億円)	93.2	131.4	138.1	147.7	133.2	132.9	118.4	115.7	118.6	116.5	-	-	1,245.8
対前年比(%)	+8.3	+26.3	+16.9	+15.9	+21.3	+8.6	+5.7	+10.9	+3.5	+3.3	-	-	+12.1

出典:財務省貿易統計

最近の日本産酒類の対米輸出動向について

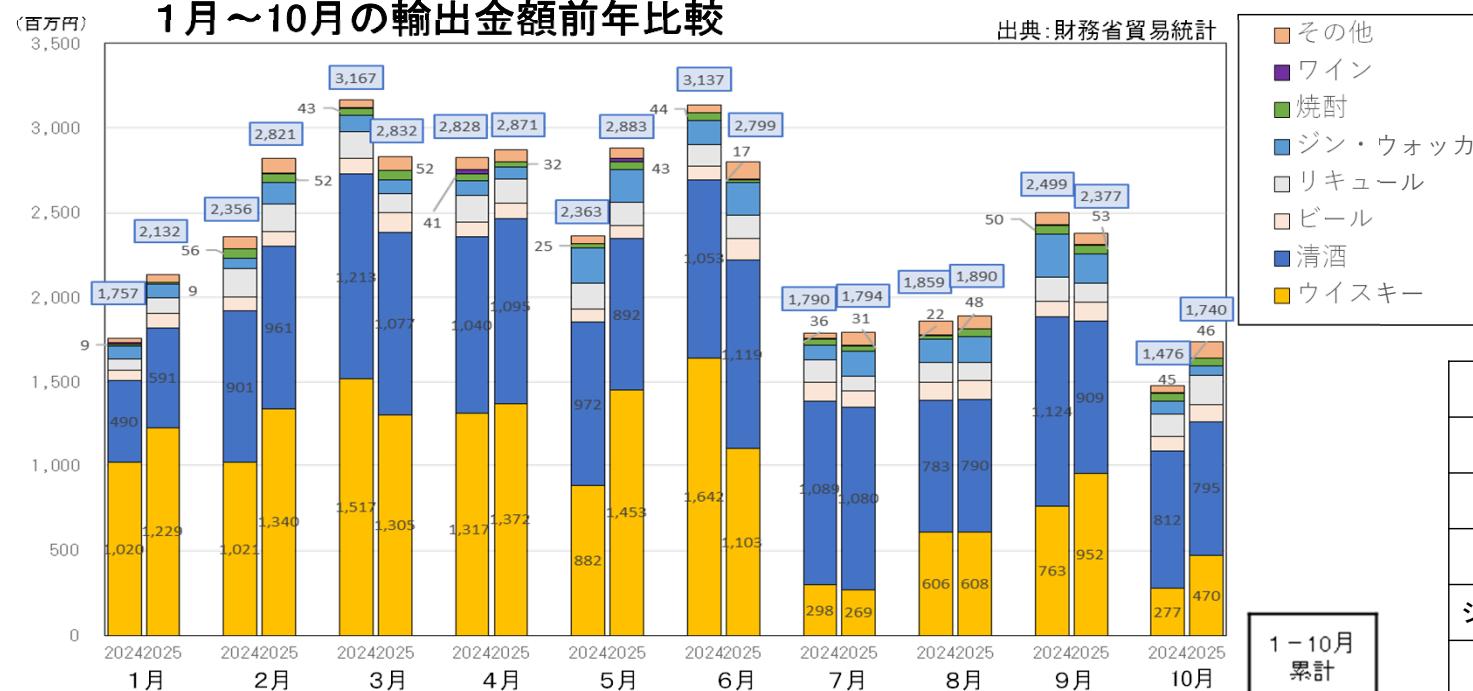
- ◆ 米国による追加関税が適用された4月以降の対米輸出の累計金額は、昨年とほぼ同水準となっており、マクロ的には米国関税措置による大きな影響は確認できていない。

米国関税の推移

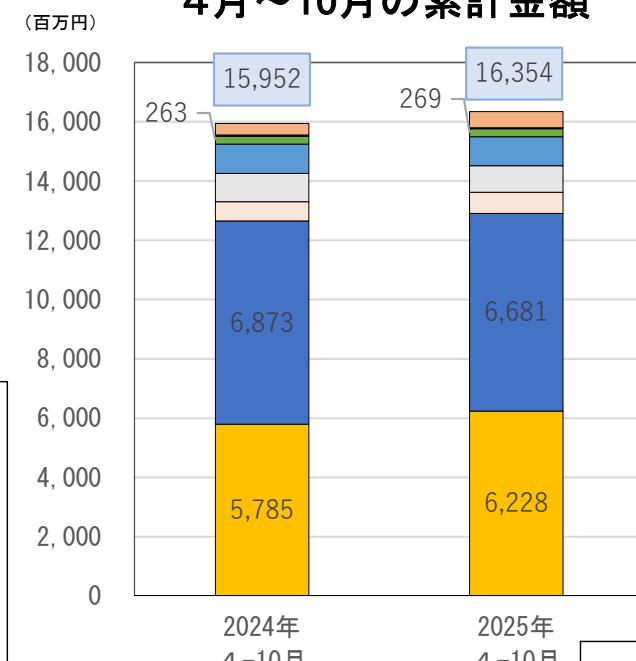
品目	米国MFN税率	4/5~8/6	8/7~	(参考) 追加関税額
清酒	0.03 USD/L	左記従量税 +追加関税 10%	15% (※)	清酒720mL当たり +10%適用時 ⇒ +104円 +15%適用時 ⇒ +156円 ※平均単価 約1,044円
ワイン	0.063 USD/L			ウイスキー700mL当たり +10%適用時 ⇒ +297円 +15%適用時 ⇒ +446円
その他	無税			※平均単価 約2,976円

※9月4日の米国大統領令により、MFN税率が15%未満の品目については15%が課され、MFN税率が15%以上の品目には当該税率が課される。
酒類については、原則として15%が課される。

1月～10月の輸出金額前年比較



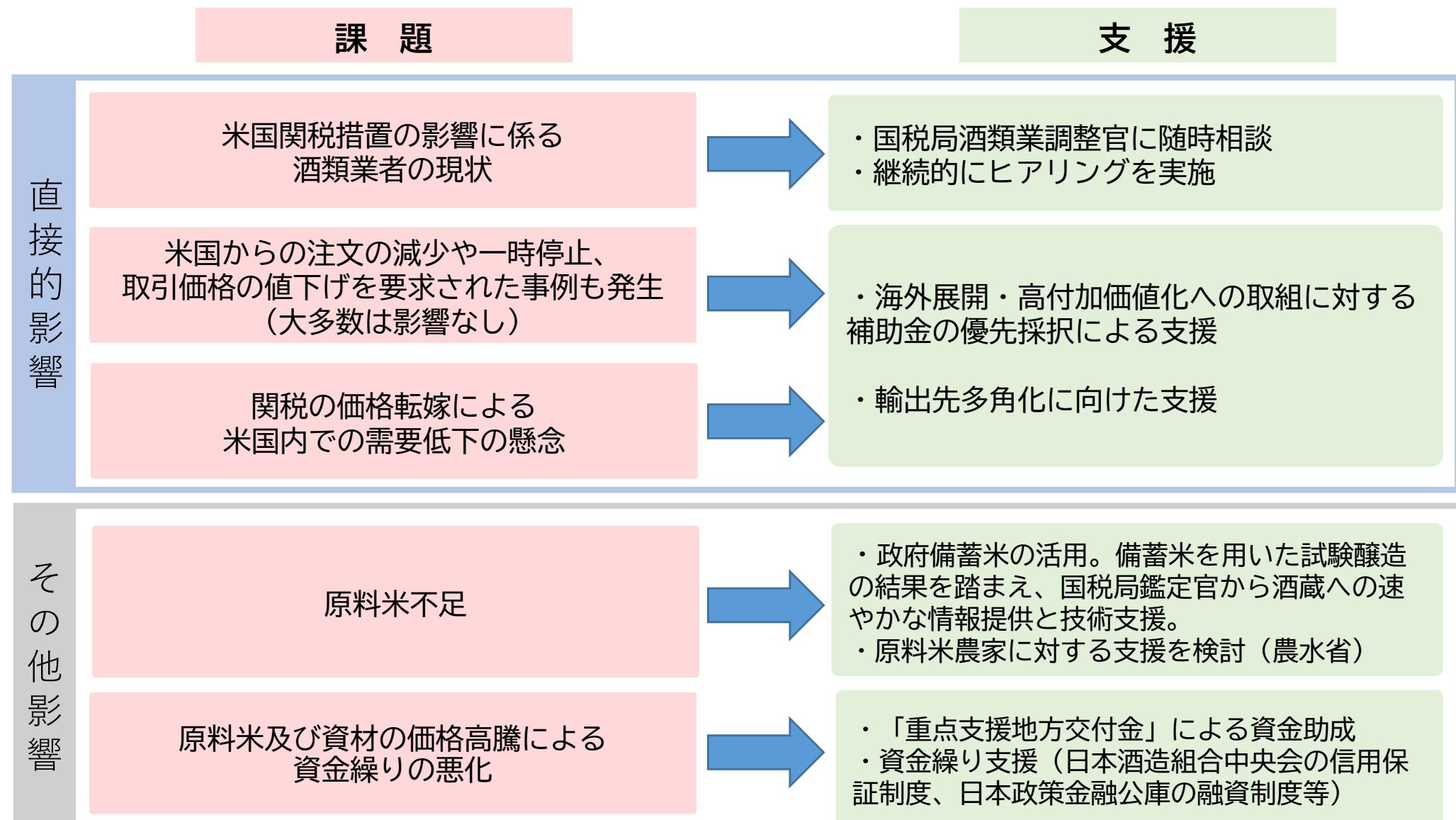
4月～10月の累計金額



	(百万円)	(百万円)	増減
ウイスキー	5,785	6,228	7.7%
清酒	6,873	6,681	▲2.8%
ビール	647	715	10.4%
リキュール	958	898	▲6.3%
ジン・ウォッカ	993	981	▲1.2%
焼酎	263	269	2.4%
ワイン	45	35	▲21.0%
その他	388	547	40.8%
合計	15,952	16,354	2.5%

酒類業における米国相互関税による影響とそれへの支援

- ◆ 令和7年夏頃、米国への輸出に取り組む酒類業者154社に対してヒアリングを実施（日本から米国へ輸出する際の追加関税の適用税率が15%で日米合意となつた直後に実施）。
- ◆ 大多数の事業者から追加関税の影響はないとの回答があつたが、一部の事業者からは影響に係る言及があつたため、影響を受ける酒類業者に対して、ヒアリングで把握したニーズに沿つて以下の支援を実施。



令和8年度概算要求(酒類業振興関係)の概要【計36.9億円】

- ◆ 酒類事業者向け補助金や輸出促進等による酒類業振興として、令和8年度予算概算要求において36.9億円を要求。米国関税措置への対応強化及び酒米の不足や価格高騰に対応した酒蔵支援強化に必要な経費を事項要求。

1. 酒類事業者向け補助金 13.0億円(6.0億円)

※括弧内は令和7年度当初予算(計21.5億円)

- ①ブランディングやインバウンドによる海外需要の開拓等、日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援



- ②商品の差別化や販売手法の多様化等による経営改革・構造転換を図る取組を支援



チーズと日本酒のペアリング提案セミナーをフランスで開催

地域の食材と組み合わせた自社ワインのPR

2. 輸出促進等による酒類業振興 23.9億円(15.5億円)

※日本酒造組合中央会に対する補助金【9.9億円】(6.2億円)含む。

(1) 日本産酒類の魅力発信等

- ①インバウンドに対する日本産酒類の魅力発信
②海外バイヤーの国内招聘
③國酒の文化的な価値や魅力の発信につながる、国際空港國酒キャンペーン等の実施
④日本酒フェアの開催
⑤「伝統的酒造り」を次世代に承継していくための事業承継支援事業

大規模展示会への出展支援
(令和7年5月、ロンドン)

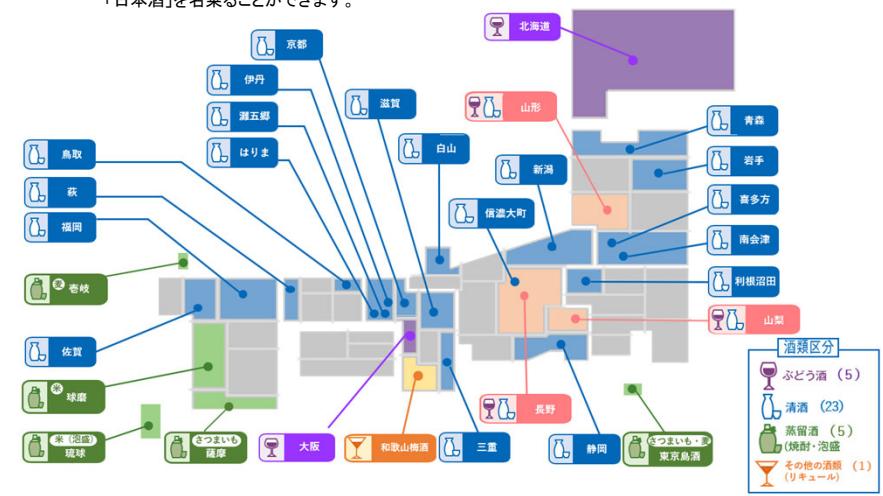
(2) 輸出拡大に向けたマッチング支援

- ①海外大規模展示会への出展支援や酒類輸出コーディネーター等による商談会の開催等
②酒類製造者と輸出卸・商社とのマッチングや海外販路開拓を支援する日本産酒類輸出促進コンソーシアムの運用
③輸出先国の消費者の嗜好や各種規制、販路開拓手法等に係る海外市場調査・情報収集

(3) ブランド価値向上支援

- ①地理的表示(GI)のPRや活用促進
②海外酒類専門家の国内招聘
③商品の差別化・高付加価値化等のための技術支援

※ GI「日本酒」について、原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみが、「日本酒」を名乗ることができます。



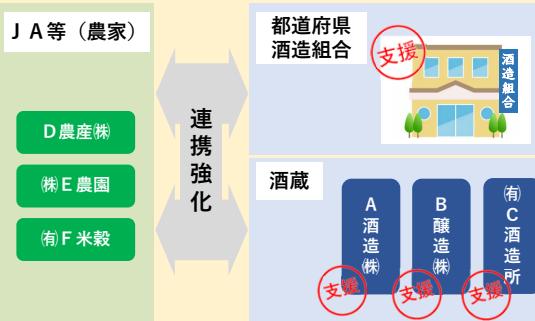
(注)この他に令和8年度概算要求において、(独)酒類総合研究所に対する運営費交付金【10.4億円】(9.6億円)(ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)を計上しているほか、米国関税措置への対応強化及び酒米の不足や価格高騰に対応した酒蔵支援強化に必要な経費については、事項要求としている。

◆ 酒類業振興関係の令和7年度補正予算案には、酒米の不足や価格高騰に対応した酒蔵支援強化、米国関税措置への対応強化を含む輸出促進等による酒類業振興、酒類事業者向け補助金、酒類総合研究所の機能強化として31.2億円が計上。

1. 酒米の不足や価格高騰に対応した酒蔵支援強化【10.9億円】

➤ **酒米の安定的な確保**に向け、**酒蔵と農家の連携強化**等を支援。

①酒蔵と酒米農家との連携強化や商品等の産地化に向けた酒造組合による取組を支援しつつ、当該取組と連動した個々の酒蔵による取組を支援



②酒類事業者による酒米農家との連携を活かした商品開発等の取組を支援 (酒類事業者向け補助金の優先採択)



【②取組例】
自県産米による高付加価値商品の開発

➤ 酒米価格高騰に伴う影響緩和策を推進するとともに、**資金繰り支援の強化**※1や**価格転嫁に向けた環境整備**※2を通じて、酒蔵の経営基盤の安定化を図る。(非予算措置)

※1 信用保証事業 (日本酒造組合中央会)

酒米の購入資金借入れの円滑化を目的として運用されている日本酒造組合中央会「米価高騰緊急対策保証」の保証限度額の拡充等を通じて、酒蔵への資金繰り支援を強化(既存の基金残高を活用)

※2 適正な転嫁に向けた環境整備

原材料費等の適正転嫁に関する要請文書の発出や、転嫁状況の実態把握等を通じて、取引環境の整備を推進

2. 米国関税措置への対応強化を含む輸出促進等による酒類業振興【9.7億円】

➤ **海外販路開拓支援**

- ①海外バイヤーの招聘や大規模展示会への出展支援を通じて、米国を含む各国への販路開拓や輸出先多角化を支援
- ②日本酒造組合中央会とアジア・オセアニア等の現地関係団体との繋がりを活かし、現地における國酒の需要創出を図る
- ③輸出先国の多角化に向けた海外市場調査を実施
- ④米国関税措置の影響を踏まえた酒類事業者による取組を支援 (酒類事業者向け補助金の優先採択)



【④取組例】
ワイン酵母で造った日本酒の付加価値向上によるフランスでの展開

➤ **インバウンド向け対応を含む国際的プロモーション**

- ①国際空港における國酒キャンペーンの強化
- ②航空機のシートモニター等を活用した広報の拡充
- ③日本産酒類の認知度向上のための一般消費者向けイベント 等

【③取組例】
クルーズ船での沖縄県産酒類PR



➤ **ブランド価値向上支援**

- ①酒類の国際的教育機関との連携
- ②商品の差別化・高付加価値化等のための技術支援



3. 酒類事業者向け補助金【9.0億円】(注: 1及び2における優先採択分 (2.0億円) を含む。)

- ①ブランディングやインバウンドによる海外需要の開拓等、日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援
- ②商品の差別化や販売手法の多様化等による経営改革・構造転換を図る取組を支援

【②取組例】
地域食材と自社ワインのペアリングPR事業
(ペアリングレシピのHP掲載、試飲・試食イベント開催)